

学校法人北都健勝学園 役員等の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人北都健勝学園（以下「学園」という。）の役員等の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 常勤および非常勤の役員等、ともに報酬は支給しないものとする。

(出張)

第3条 役員等が出張した場合には、学園の旅費規則に基づき旅費を支給する。

(出張雑費)

第4条 出張の性質により、この規則による旅費のほか、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

(日当)

第5条 非常勤役員ならびに非常勤評議員が理事会、評議員会等に出席した場合の日当は、次のとおりとする。

(1) 非常勤役員 1回につき 10,000 円

(2) 非常勤評議員 1回につき 5,000 円

2 ただし、遠隔地から出席する者には、学園の旅費規則に基づき旅費を支給する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行なうものとする。

附 則

1 この規則は、平成7年11月1日から施行する。

2 この規則は、平成24年8月29日から施行する。

3. この規則は、平成28年1月27日から施行する。

4. この規則は、令和2年4月1日から施行する。